



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*49 和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則の一部を改正する規則 (企業振興課) 2

○ 教育委員会規則

*17 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則 10

○ 告示

625 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 10

626 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 10

627 生活保護法による指定施術機関の廃止 (福祉保健総務課) 11

628 生活保護法による医療機関の指定 (") 11

629 生活保護法による介護機関の指定 (") 12

630 生活保護法による施術機関の指定 (") 12

631 指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課) 12

632 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課) 12

633 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事指定薬物の指定の失効 (") 13

634 肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新 (果樹園芸課) 14

635 木材業者等の登録 (林業振興課) 14

636 公共測量の実施 (技術調査課) 14

637 " (") 14

638 公共測量の終了 (") 15

639 道路の区域変更 (道路保全課) 15

640 道路の供用開始 (") 15

641 道路の区域変更 (") 16

642 道路の供用開始 (") 16

643 道路の区域変更 (") 16

644 道路の供用開始 (") 17

645 道路の位置の指定 (都市政策課) 17

646 宅地建物取引業の業務の停止 (公共建築課) 17

647 海岸保全区域の指定 (港湾空港課) 18

648 和歌山下津港に設置するガントリークレーンの修繕に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (") 18

649 和歌山県教育ネットワーク整備事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会) 20

650 和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 22

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課) 24

”	(”).....	24
入札公告	(教育委員会).....	25
”	(警察本部).....	27

規 則

和歌山県規則第49号

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則の一部を改正する規則

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則（平成20年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 4 条関係)
(その 1)

受付番号	
------	--

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
推奨認定申請書 (製造物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所

〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第 4 条第 1 項の規定により、下記の県産品について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>(ふりがな)</small> 名称	
----------------------------------	--

申請品の分類	①加工食品 ②伝統的工芸品 ③産業製品
--------	---------------------

<small>(加工食品・伝統的工芸品のみ記入)</small> 申請品の種類	
--	--

受付番号

(その 2)

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
推奨認定申請書 (生鮮物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所

〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第 4 条第 1 項の規定により、下記の県産品について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>(ふりがな)</small> 名 称	
申請品の分類	④農産物 (果実・野菜・花き) ⑤畜産物 ⑥水産物 ⑦特用林産物

受付番号

(その3)

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）
推奨認定申請書（観光資産分野）

年 月 日

和歌山県知事 様

（申請者）

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

住 所

〒

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名

印

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則第4条第1項の規定により、下記の県産品等について推奨認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>（ふりがな）</small> 名 称	
申請品の分類	⑧祭り ⑨芸能 ⑩料理

別記第3号様式を次のように改める。

別記第 3 号様式 (第 4 条関係)

認定番号 第 号

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 認定証

申請者

申請品の名称

申請品の分野

上記の県産品等について、和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) として認定する。

認定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

和歌山県知事

別記第8号様式を次のように改める。

別記第 8 号様式 (第 9 条関係)

(その 1)

受付番号	
------	--

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
認定更新申請書 (製造物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所 〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名 ㊞

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第 9 条第 1 項の規定により、下記の県産品について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>(ふりがな)</small> 名称	
----------------------------------	--

申請品の分類	①加工食品 ②伝統的工芸品 ③産業製品
--------	---------------------

現認定番号	
-------	--

認定更新回数	回目
--------	----

受付番号

(その 2)

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山)
認定更新申請書 (生鮮物分野)

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

(法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

住 所

〒

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名)

氏 名

印

和歌山県優良県産品 (プレミアム和歌山) 推奨規則第 9 条第 1 項の規定により、下記の県産品について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>(ふりがな)</small> 名 称	
申請品の 分 類	④農産物 (果実・野菜・花き) ⑤畜産物 ⑥水産物 ⑦特用林産物

現認定番号

認定更新回数

回目

受付番号

(その3)

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）
認定更新申請書（観光資産分野）

年 月 日

和歌山県知事 様

（申請者）

（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

住 所 〒

（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の職氏名）

氏 名 ㊟

和歌山県優良県産品（プレミアム和歌山）推奨規則第9条第1項の規定により、下記の県産品等について認定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請品の <small>（ふりがな）</small> 名 称	
申請品の分類	⑧祭り ⑨芸能 ⑩料理

現認定番号	
-------	--

認定更新回数	回目
--------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年5月31日

和歌山県教育委員会委員長 山下 郁 夫

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則の一部を改正する規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続に関する規則（平成15年和歌山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「その他」を「等のうち」に改める。

第3条を次のように改める。

（和歌山県教員の資質向上審議会の意見の聴取）

第3条 県教育委員会は、当該県費負担教職員が法第47条の2第1項各号に該当するかどうかの判断をするに当たっては、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）第2条第2項に規定する和歌山県教員の資質向上審議会の意見を聴かなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第625号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成25年7月9日まで縦覧に供する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年5月9日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山マスターズ陸上競技連盟

3 代表者の氏名

梅田善彦

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市北ノ新地一丁目25番地 富士火災和歌山ビル

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県における中高齢者の陸上競技愛好者に対して、陸上競技に関する事業を行い、会員相互の親睦と技術の向上を図り、中高齢者陸上競技の振興と発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第626号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等

として、次のものを平成25年5月22日指定した。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	裏モノJAPAN 6月号	01805-06	鉄人社
月刊誌	実話BUNKAタブー 6月号	05375-06	コアマガジン
月刊誌	BLACK BOX 6月号	17843-6	マイウェイ出版
月刊誌	エキサイティングマックス! 6月号	02091-6	ぶんか社
月刊誌	黄金のGT 6月号	12259-06	晋遊舎
月刊誌	Yha!Hip&Lip 6月号	08877-6	ワニマガジン社
雑誌	ゴシップTABOOデラックス	63411-68	晋遊舎
雑誌	金のEX SPECIAL 2013初夏号	68466-64	大洋図書
雑誌	女優濡れ場&アイドルハプニング SPECIAL	02060-06	晋遊舎
コミック	ayaアヤ 6月号	18815-06	宙出版
コミック	恋愛ラブレボ 6月号	19667-06	宙出版
コミック	シエルトレトレ 6月号増刊	11578-06	角川書店
コミック	ディアプラス 6月号	16567-6	新書館

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第627号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	氏名	名称	所在地	廃止年月日
那柔24-7	五丁森章人	川尻整骨院	岩出市川尻253-1	平成25.4.30

和歌山県告示第628号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
伊医 100-25	木秀クリニック	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2530番地11	平成 25. 5. 1

和歌山県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
社会福祉法人平成福 社会	海南市下津町丸田11 11番地の1	かぐのみ苑デイサー ビスみかん	海南市下津町下津82 8番地1	通所介護・介護予 防通所介護	平成 25. 4. 1

和歌山県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩柔 19-25	五丁森章人	たから整骨院	岩出市山田1-1	平成 25. 5. 2

和歌山県告示第631号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番 号	事業所の名称	障害福祉 サービスの 種 類	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
3011400 425	茨共同作業所	就労継続支 援A型	事業所の所在地	海南市井田字大坪115 番地4	海南市井田字大坪151 番地4	平成 25. 4. 16

和歌山県告示第632号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot Stuff 2013 ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「REPLICATE ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「SUPER SNAKE GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Diamond 18」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Original Spice Gold 18」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「LIBIDO IV」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「KARAFULL SEX CITY」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「BLACK by LIBIDO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「GOU PLUS 剛 ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (10) 次の写真に示すとおり、被包に「JIN PLUS 仁 ZERO」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「TANAKA 田中 斬」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が薬事法に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成25年5月30日

和歌山県告示第633号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が効力を失うので告示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事指定薬物

- (1) 化学名 2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン(通称名ペンテドロン)及びその塩類
- (2) 化学名 2-ジフェニルメチルピロリジン(通称名2-ジフェニルメチルピロリジン)及びその塩類
- (3) 化学名 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン(通称名 α -PBP)及びその塩類
- (4) 化学名 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ジメチルアミノ)プロパン-1-オン(通称名4-メトキシ-N,N-ジメチルカチノン)及びその塩類
- (5) 化学名 2-(エチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン(通称名N-エチルブフェドロン)及びその塩類
- (6) 化学名 2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)ペンタン-1-オン(通称名ペンチロン)及びその塩類

(7) 化学名 1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン(通称名4-ブロモメトカチノン)及びその塩類

(8) 化学名 1-(2,3-ジクロロフェニル)ピペラジン(通称名2,3-DCPP)及びその塩類

2 失効理由

当該知事指定薬物が薬事法に規定する指定薬物に指定されるに至ったため

3 失効年月日

平成25年5月30日

和歌山県告示第634号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第785号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 3.5-3-1号	窒素全量3.5 りん酸全量3.0 加里全量1.0	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	平成 28.6.17

和歌山県告示第635号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の名称及び所在地
4001			平成 25.5.14	有田郡広川町大字下津木936番地の1	広川町森林組合 代表理事組合長 沖久雄	木材	有田郡広川町大字下津木936番地の1

和歌山県告示第636号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき日高町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成)
- 2 作業期間 平成25年5月17日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高町域

和歌山県告示第637号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき東牟婁振興局串本建設部長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量(道路3次元データ計測)

- 2 作業期間 平成25年5月26日から同年9月24日まで
 3 作業地域 西牟婁郡すさみ町の一部、東牟婁郡古座川町の一部、東牟婁串本町の一部

和歌山県告示第638号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき湯浅町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（数値撮影、MMSデータ計測、既成図数値化、座標変換、数値修正、ハイブリッド化編集）
 2 作業期間 平成24年10月25日から平成25年3月25日まで
 3 作業地域 有田郡湯浅町の全域

和歌山県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 美里龍神線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字下湯川字柿碓1042番1地先から同町大字下湯川字柿碓1029番地先まで	旧	3.90 } 7.75	163.20	
同上	新	5.39 } 13.65	163.20	

和歌山県告示第640号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 美里龍神線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字下湯川字柿碓1042番1地先から同町大字下湯川字柿碓1029番地先まで

供用開始の期日 平成25年5月31日

和歌山県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉備金屋線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字垣倉字畑浦345番1地先から同町大字垣倉字荒ノ田369番11地先まで	旧	16.82 } 117.98	335.21	
同上	新	16.82 } 117.98	335.21	

和歌山県告示第642号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 吉備金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字垣倉字畑浦345番1地先から同町大字垣倉字荒ノ田369番11地先まで

供用開始の期日 平成25年5月31日

和歌山県告示第643号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野上清水線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字楠本字北野		4.00		

2038番1地先から同町大字楠本 字北野2033番2地先まで	旧	72.50 13.75	72.50
同上	新	7.95 17.75	70.00

和歌山県告示第644号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 野上清水線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字楠本字北野2038番1地先から同町大字楠本字北野2033番2地先まで

供用開始の期日 平成25年5月31日

和歌山県告示第645号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3212	岩出市岡田字古堂252番1の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 25. 5. 21	6.00	32.57

和歌山県告示第646号

次の宅地建物取引業者については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項第2号に該当し、同項の規定によりその業務の停止を命じたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 被処分者

- (1) 商号 有限会社オフィス高木
- (2) 代表者氏名 高木敏次
- (3) 主たる事務所の所在地 和歌山市太田3-7-28 ヤマイチビル3F
- (4) 免許証番号 和歌山県知事(2)第3512号
- (5) 免許年月日 平成23年7月19日

2 処分年月日

平成25年5月15日

3 処分内容

平成25年5月30日から同年6月8日までの業務の全部停止10日間

和歌山県告示第647号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 沿岸名
和歌山県紀州灘沿岸
- 2 海岸の名称
市江漁港海岸
- 3 地区海岸名
市江地区海岸
- 4 指定場所
和歌山県西牟婁郡白浜町日置地先
- 5 点の位置
ア 北緯33度35分09秒 東経135度24分14秒の地点
イ 北緯33度35分20秒 東経135度24分14秒の地点
ウ 北緯33度35分20秒 東経135度24分16秒の地点
エ 北緯33度35分15秒 東経135度24分15秒の地点
オ 北緯33度35分12秒 東経135度24分16秒の地点
カ 北緯33度35分09秒 東経135度24分16秒の地点
- 6 指定区域
ア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次結んだ線により囲まれた区域

和歌山県告示第648号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山下津港に設置するガントリークレーンの修繕に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 競争入札に付する業務の名称及び履行期限
 - (1) 業務の名称
平成25年度 港修第5号 特港管第1号 和歌山下津港ガントリークレーン修繕業務
 - (2) 履行期限
平成26年2月28日（金）まで
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項
この競争入札に参加することができる者は、平成25年6月3日（月）現在において、次の要件を満たしている者とする。
 - (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
 - (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
 - (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 平成25年6月3日から過去5年間に国、都道府県、政令指定都市若しくは県内市町村又は独立行政法人、公社・公団、県外市町村、民間企業等と契約した同種同規模の業務を適正に履行（完了）した実績を有する者であること。
- (8) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）に基づくクレーン・デリック運転士の資格を有し、かつ、同種のガントリークレーンについての1年以上のメンテナンス修理等の実務経験を有する者を1名以上常時雇用している者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。ただし、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格を有する者にあつては、当該資格を有することを証する書面の写しの提出をもって、次のイ、ウ、エ、オ、カ及びキの書類の提出に代えることができる。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要書（事業概要書）
- ウ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 印鑑証明書
- オ 使用印鑑届
- カ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）
- ク 誓約書
- ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- コ 2の（7）及び（8）に掲げる資格を証明する書類
- (2) (1) のア、イ、オ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成25年6月3日（月）から同月12日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布する。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成25年6月6日（木）午後5時までの間に和歌山下津港湾事務所総務管理課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
- 平成25年6月3日（月）から同月12日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所
- 和歌山下津港湾事務所総務管理課
- 郵便番号 640-8287
- 和歌山市築港六丁目22番地
- 電話番号 073-431-7266
- ファクシミリ番号 073-431-7165
- 6 資格審査の結果の通知
- 資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成25年6月18日（火）までに郵送により送付する。
- 7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることがで

きる。

- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内（県の休日を除く。）に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日以内（県の休日を除く。）に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第649号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県教育ネットワーク整備事業に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

- (1) 業務の名称
和歌山県教育ネットワーク整備事業
- (2) 業務の内容
仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成25年5月31日現在において次の要件を満たしている者（この業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
コンソーシアムにあつては、各構成員がこの要件を満たすものであること。
- (4) 平成19年10月1日から平成25年3月31日までの間に、同種又は同規模の役務の提供に係る1以上の事業実績を有し、その成果が適正かつ優良である者であること。
- (5) ア又はイのいずれかに該当する担当技術者が2名以上所属する者であること。
ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項の規定により情報工学部門又は電気電子部門（情報通信を選択科目として受験した者に限る。）の技術士の登録を受けた者
イ 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者
 - (ア) 情報処理システム監査技術者
 - (イ) 特種情報処理技術者
 - (ウ) オンライン情報処理技術者
 - (エ) プロジェクトマネージャ
 - (オ) プロダクションエンジニア
 - (カ) システム運用管理エンジニア
 - (キ) システム監査技術者

- (ク) ネットワークスペシャリスト
- (ケ) テクニカルエンジニア（ネットワーク）
- (コ) テクニカルエンジニア（システム管理）
- (サ) テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）
- (シ) テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）
- (ス) ITストラテジスト
- (セ) ITサービスマネージャ
- (ソ) 情報セキュリティスペシャリスト
- (タ) エンベデッドシステムスペシャリスト

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとし、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類は、構成員ごとに作成することとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業実績調書（事業実績を証する書類の写しを添付すること。）

ウ 役員等に関する調書

エ 使用印鑑届

オ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

カ 個人にあっては、発行後3か月を経過していない住民票

キ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ク 県内に本店、支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる、発行後3か月を経過していない納税証明書

ケ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる、発行後3か月を経過していない納税証明書

コ 申請時の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 担当技術者経歴書（資格等を証する書類の写しを添付すること。）

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定を証する書類の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のウからコまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1) のアからエまで及びサからスまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年5月31日（金）から同年6月11日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、6に掲げる場所及びインターネットのホームページ（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub9_3.html）で配布する。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年6月13日（木）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）又は電子メールにより行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館3階 防災対策室C

(2) 日時

平成25年6月11日（火）午後2時

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年6月11日（火）から同月19日（水）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に6に掲げる場所で受け付ける。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成25年6月26日（水）までに通知するものとし、コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者のみに通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成25年7月5日（金）午後4時までに、書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成25年7月10日（水）までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第650号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務

(2) 業務の内容等

和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成25年5月31日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する入札参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種同等規模以上とは、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

ア 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルをした実績を有す

ること。

イ 5台以上のクライアントを現地保守（修理）するメンテナンスリース又はレンタルをした実績を有すること。

(6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てが成されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てが成されている者ではない者

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

オ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する全税目

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

サ 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

シ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書

（ア）障害発生時の連絡体制を添付すること。

（イ）営業所、待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県の役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからオまで、キ及びクに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成25年5月31日（金）から同年6月12日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に定める場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に定める入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年6月13日（木）までの間に和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「免許課」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎1階会議室

(2) 日時

平成25年6月3日 (月) 午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成25年5月31日(金)から同年6月18日(火)までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に定める場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布場所

和歌山市西1番地

免許課

電話番号 073-473-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-473-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成25年6月28日(金)までに通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成25年7月1日(月)午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に定める場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成25年7月4日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

紀の川市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

紀の川都市計画道路(3・5・6号西大井池田新線、3・5・7号粉河駅南口線、3・6・11号粉河線、3・6・14号名手市場名手西野線、3・6・18号那賀名手市場線、8・7・1号粉河駅南北連絡地下道)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

紀の川市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

紀の川都市計画下水道(紀の川市公共下水道)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入札公告

和歌山県教育ネットワーク整備事業について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 業務の名称

和歌山県教育ネットワーク整備事業

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務履行の場所

仕様書による。

(5) 履行期間

サーバ提供サービスの利用 平成25年10月1日から平成27年3月31日まで

通信機器の賃貸借、運用及び保守 平成25年10月1日から平成31年9月30日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第649号に規定する和歌山県教育ネットワーク整備事業に係る一般競争入札参加資格を有するものであること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

(2) 期間

平成25年5月31日（金）から同年6月11日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等は次のとおりとし、（2）に掲げる期間に、インターネットのホームページ（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub9_3.html）から入手することもできる。

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 交付する入札説明書等について質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成25年6月13日（木）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）又は電子メールにより行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館3階 防災対策室C

(2) 日時

平成25年6月11日（火）午後2時

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
和歌山県庁南別館3階 防災対策室E

イ 入札日時

平成25年7月12日（金）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 入札の執行に当たっては、入札参加者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成25年7月12日（金）午前10時までに和歌山県教育庁教育総務局総務課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、落札価格の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

2に規定する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、

無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で6の(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3641

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be purchased :

Offer of server services for "Wakayama Educational Network System," which connects all the prefectural schools and some other educational institutions in Wakayama Prefecture (period : 1 October 2013 - 31 March 2015)

Lease of equipment for "Wakayama Educational Network System" (period : 1 October 2013 - 30 September 2019)

- (2) Date and time for tender : 2:00 p.m. 12 July 2013

- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education, 1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262 Japan

Phone : 073-441-3641 (Fax : 073-432-4517)

入札公告

和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は

特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年5月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成25年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

月額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第650号に定める和歌山県IC運転免許証関係機器等賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部運転免許課（以下「免許課」という。）

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

(2) 期間

平成25年5月31日（金）から同年6月12日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所、日時等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) （1）により交付する入札説明書に対する質問は、免許課に対して平成25年6月13日（木）午後4時までに書面により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎1階会議室

(2) 日時

平成25年6月3日（月）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所、日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

5の(1)に同じ。

イ 日時

平成25年7月12日(金)午前10時

(2) (1)の入札の執行に当たり、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当させることができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までに定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に60を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までに定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者の入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、免許課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない免許課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Lease of Driver's IC License related System structure equipment

(2) Time limit for tender :

By hand : Friday, July 12, 2013 10:00A.M.

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone : 073-423-0110